

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

(新規)

				資料番号	27 - 15	担当課	薬務衛生課
法令名	温泉法	根拠条項	14の7	許認可等の内容	温泉の採取のための施設等の変更		
<p>温泉法(抄) (昭和二十三年七月十日法律第二百二十五号) (温泉の採取のための施設等の変更)</p> <p>第十四条の七 第十四条の二第一項の許可を受けた者は、温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。</p> <p>2 第十四条の二第二項(第一号に係る部分に限る。)並びに同条第三項において準用する第四条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>温泉法施行規則(抄) (昭和二十三年八月九日厚生省令第三十五号) (温泉の採取のための施設等の災害の防止上重要な変更)</p> <p>第六条の九 法第十四条の七第一項の環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 可燃性天然ガス発生設備の位置又は構造の変更(屋外に設置されている可燃性天然ガス発生設備にあつては、ガス分離設備の構造又はガス排出口の位置の変更に限る。)二 ガス換気設備の位置又は構造の変更三 可燃性ガスの警報設備の位置又は構造の変更							